

姫路獨協大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程

(平成11年9月24日制定)

改正 平成14年 1月17日
平成17年 3月22日
平成20年 9月18日

(目的)

第1条 この規程は、憲法、教育基本法および男女雇用機会均等法等の精神に則り、姫路獨協大学（以下「本学」という。）のすべての学生、教員および職員が個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育、研究および職務を保障するため、その重大な障害となる人権侵害である性差別としてのセクシュアル・ハラスメントの防止および対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる者に適用するものとする。

- (1) 本学の学則に定める学生
- (2) 専任、客員、非常勤、嘱託および臨時の教職員

(定義)

第3条 セクシュアル・ハラスメントとは、行為者の意図にかかわらず、相手の意に反して行われる性的な内容の発言または行動を意味し、次のものをいう。

- (1) 地位または権限を利用し、相手への利益の提供または相手が不利益にならないための代償として、相手の意に反して行われる性的要求をすること。
- (2) 学生生活環境、教育・研究環境および職場環境等を悪化させる性的な言動をすること。
- (3) 掲示物等により不快の念を抱かせるような環境を作り出すこと。

(禁止・啓発)

第4条 本学は、セクシュアル・ハラスメントを人権侵害として禁止するとともに、その防止に向け、学生、教員および職員に啓発を行う。

(セクシュアル・ハラスメント人権委員会の設置)

第5条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談等に対処するため、学内にセクシュアル・ハラスメント人権委員会（以下「委員会」という。）を置き、学生、教員および職員が、相談、助言および救済等を常時受けられるようにする。

2 委員会は次の事項を取り扱う。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発
- (2) セクシュアル・ハラスメントに関する相談等への対応
- (3) セクシュアル・ハラスメントに関する事実の確認および調査

(4) 相談者に対する助言等

(5) 学長への調査結果報告、相談者の救済および行為者の処分・措置に関する原案の提示

(6) その他セクシュアル・ハラスメントに関する事項

3 委員会の運営等については別に定める。

4 委員長、委員および手続に関わった者は、相談内容等において個人のプライバシー保護を徹底するとともに、知り得た内容を他に漏らしてはならない。

(相談窓口の設置)

第6条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談または苦情等に対応するため、次により相談窓口を設置する。

(1) 相談窓口は、学生に対しては学生支援課、およびセクシュアル・ハラスメント人権委員とし、教員および職員に対しては、セクシュアル・ハラスメント人権委員とする。

(2) 相談窓口においては、直接の被害者だけでなく、他の学生や教職員より相談または苦情等が寄せられた場合は、これに対応するものとする。

(3) 相談または苦情等に対応した者は、別紙様式1により、その内容を記録するものとする。

(4) 相談または苦情等の受付は、セクシュアル・ハラスメントを未然に防止する観点から、セクシュアル・ハラスメントに該当するか否か微妙な事案についても、受け付けるものとする。

(処分・措置)

第7条 学長は、第5条第2項第5号の処分に関する原案の提示を受けた場合は、学生に対しては学則、教職員に対しては学則及び就業規則等に基づき適正な措置を講ずるものとする。

(改廃)

第8条 学長は、この規程に関し必要がある場合は、所定の手続きを経て、改廃する。

附 則 (平成11年 規程第22号)

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年 規程第1号)

この規程は、平成14年1月17日から施行し、平成14年1月1日から適用する。

附 則 (平成17年 規程第13号)

この規程は、平成17年3月22日から施行する。

附 則 (平成20年 規程第13号)

この規程は、平成20年9月18日から施行する。

